

「均等・両立推進企業表彰基準」を満たす企業が表彰の候補となります。表彰基準の概要は下記のようなものですが、詳細は厚生労働省ホームページ (<http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyoukintou/>) でご確認ください、各都道府県労働局雇用均等室へお問い合わせください。

『均等・両立推進企業表彰基準』の概要

— 均等推進企業部門 —

- ・女性労働者の能力発揮を促進するための積極的取組（ポジティブ・アクション）を企業の方針として示し、かつ積極的にこれに取り組んでいる
- ・ポジティブ・アクションの取組として「採用拡大」「職域拡大」「管理職登用」または「職場環境・職場風土の改善」について取り組んでいる
- ・ポジティブ・アクションとしての「女性のみを対象」または「女性優遇」とした取組が、女性労働者が男性労働者と比較して相当程度少ない場合（雇用管理区分ごとにみて女性労働者の割合が4割を下回っている状況）に限られている

— ファミリー・フレンドリー企業部門 —

- ・法を上回る育児・介護休業制度を規定しており、よく利用されている（男性労働者の育児休業取得実績がある等）
- ・企業として両立支援に取り組む方針を明確にしており、仕事と家庭を両立して、働き続けやすい企業風土がある
- ・時間外労働が一定水準を下回り、年次有給休暇取得率が一定水準を上回る
- ・次世代育成支援対策推進法に基づく認定を受けている、または認定を目指している

など、仕事と育児・介護との両立支援のための取組を積極的に実施している

●●●●● 応募方法 ●●●●●



応募用紙を厚生労働省ホームページ (<http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyoukintou/>) よりダウンロードするか、各都道府県労働局雇用均等室にて入手の上、必要事項について原則1月1日の状況を記入し、自己採点の上各都道府県労働局雇用均等室あてに郵送またはFAXにて提出してください。



ご記入の際は、均等推進企業部門とファミリー・フレンドリー企業部門とは応募用紙が異なりますのでご注意ください。